

◆県単医療（県障・県親・県子・県老）受給者証をお持ちの方

加入している健康保険が変わったときは届出が必要です。担当窓口まで届出をしてください。
届出に必要なもの 県単受給者証、新しい保険証、印鑑

◆国保の届出が遅れると

加入の届出が遅れると	前の健康保険の資格がなくなった月までさかのぼって国保税がかかるため、1回に納める保険税が高額になります。 また、健康保険に加入していない期間の医療費はいったん全額自己負担になる場合があります。
やめる届出が遅れると	国民健康保険に加入したままになっているため、保険税（料）が二重にかかってしまいます。 また、資格がなくなったのに国保の保険証を使って受診した場合、国保が負担した医療費をあとで返していただくことになります。

各種届出の際に、窓口に来られた方の本人確認をさせていただきますので、身分確認ができるもの（運転免許証等）とシャチハタ以外の印鑑をお持ちください。また、窓口に来られる方がその世帯の世帯主以外の場合は、委任状が必要です。委任状には世帯主と窓口に来られる方の印鑑が必要です。

国民健康保険からのお知らせ

◆70歳から74歳の方へ

70歳から74歳の方の窓口負担は法律上2割となっておりますが、特例措置でこれまで1割負担とされてきました。平成26年度から、より公平な仕組みとするため、この特例措置が見直されます。見直しに当たっては、生活に大きな影響が生じることのないよう、平成26年4月2日以降70歳の誕生日を迎える方から段階的に実施されることとなりました。

なお、70歳以上の方の窓口負担には毎月の負担上限額が以下のとおり定められていますが、この上限額に変更はありません。

区 分	窓口負担割合	限度額	
		外来(個人)	外来+入院(世帯)
現役並み所得者	3割	44,400円	80,100円+ (総医療費-276,000円)× 1%
一 般	2割(平成26年4月1日までに70歳の方は特例措置により1割)	12,000円	44,400円
低所得Ⅱ(住民税非課税世帯)		8,000円	24,600円
低所得Ⅰ(住民税非課税世帯)			15,000円

※非課税世帯の方が、医療機関での支払額を負担上限額までとするためには「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要です。窓口で申請してください。

平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた方(誕生日が昭和19年4月1日までの方)

平成26年4月以降も医療機関での窓口負担は変わりません。現在お持ちの保険証の負担割合が「2割(平成26年3月31日までは1割)」と記載されている方には、**新しい保険証を3月下旬に郵送しますので、差替えてご使用ください。**現在お持ちの保険証に「3割」と記載されている方は、お持ちの保険証をそのままご使用ください。

※平成26年3月2日から4月1日に70歳の誕生日を迎える方は、4月診療分から窓口負担が1割(ただし、一定の所得がある方は3割)となります。3月下旬に負担割合が記載された新しい保険証を郵送します。

平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方(誕生日が昭和19年4月2日以降の方)

70歳の誕生日の翌月(ただし、各月の1日が誕生日の方はその月)の診療から窓口負担が2割になります。一定の所得がある方は、これまでどおり3割負担となります。**誕生月の月末までに負担割合が記載された新しい保険証を郵送します。**

お問い合わせ 市役所市民生活課 国保係 ☎63-5112